



宮崎県公報

令和元年7月3日(水曜日) 号外 第5号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

条 例	頁
○宮崎県人口減少対策基金条例……………(総合政策課) 2	○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………(税務課) 30
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例……………(財政課) 3	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例……………(市町村課) 33
○合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対す る自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………(税務課) 11	○宮崎県森林環境譲与税基金条例……………(環境森林課) 35
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(") 12	○建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) 35
	○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例……………(病院局) 36
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………(警察本部) 37

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県人口減少対策基金条例(条例第1号)

1 制定の理由及び主な内容

社会減対策及び自然減対策による人口減少の抑制や、本県の未来を支える人財の育成・確保に関する取組を加速させることにより、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるため、基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第2号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 建築基準法の改正に伴い、仮設建築物建築等許可申請手数料の新設等、所要の改正を行うこととしました。
- (2) 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとしました。

◎ 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、自動車税を自動車税の種別割に名称変更する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正等に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税の自動車税環境性能割の導入等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が改正され、適用期限が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

児童福祉法及び地方自治法施行令の改正に伴い、引用する関係規定を削除する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林環境譲与税基金条例(条例第7号)

1 制定の理由及び主な内容

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林の整備及びその促進に関する施策を実施するため、宮崎県森林環境譲与税基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、県立病院の料金の上限額を改める等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県人口減少対策基金条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第1号

宮崎県人口減少対策基金条例

(設置)

第1条 少子高齢化・人口減少が進行する中で、社会減対策及び自然減対策による人口減少の抑制や、本県の未来を支える人財の育成・確保に関する取組を加速させることにより、人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県人口減少対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(1)～(392) [略]	(1)～(392) [略]
(393) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料(393)の2 [略]	(393) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料(393)の2 [略]
(394) 建築基準法第7条第1項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 建築物等に関する完了検査申請手数料	(394) 建築基準法第7条第1項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 建築物等に関する完了検査申請手数料
(395) 建築基準法第7条の3第1項(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査 建築物等に関する中間検査申請手数料	(395) 建築基準法第7条の3第1項(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査 建築物等に関する中間検査申請手数料
(396) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	(396) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料
(397)～(404) [略]	(397)～(404) [略]

(405) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料

(405)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

(406)～(420) [略]

(421) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 仮設建築物建築許可申請手数料

(421)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料

(422)～(426) [略]

(426)の2 建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の特例の認定の申請に対する審査 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の特例認定申請手数料

(427)～(453) [略]

2～5 [略]

(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 県立こども療育センター、保健所、宮崎県衛生環境研究所及び宮崎県精神保健福祉センターに係る使用料及び手数料のうち前2条に定めのないものについては、次に定めるとおりとする。

(1) 県立こども療育センターにおける療養に係る使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法(以下「診療報酬算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定による療養に要する費用の額は労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額とし、自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害等に関する療養(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付として行われる療養を除く。)に要する費用の額は診療報酬算定方法に規定する点数1点の単価を11円50銭として算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び食事療養費用算定基準に規定する算定方法により算定した額に100分の115を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があ

(405) 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料

(405)の2 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

(406)～(420) [略]

(421) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 仮設建築物建築等許可申請手数料

(421)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料

(422)～(426) [略]

(426)の2 建築基準法第86条の8第1項若しくは第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の特例の認定の申請又は同法第87条の2第1項若しくは同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の特例の認定の申請に対する審査 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の特例認定申請手数料

(427)～(453) [略]

2～5 [略]

(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 県立こども療育センター、保健所、宮崎県衛生環境研究所及び宮崎県精神保健福祉センターに係る使用料及び手数料のうち前2条に定めのないものについては、次に定めるとおりとする。

(1) 県立こども療育センターにおける療養に係る使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法(以下「診療報酬算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(以下「食事療養等費用算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定による療養に要する費用の額は労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額とし、自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害等に関する療養(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付として行われる療養を除く。)に要する費用の額は診療報酬算定方法に規定する点数1点の単価を11円50銭として算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び食事療養等費用算定基準に規定する算定方法により算定した額に100分の115を乗

るときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。

(2) [略]

2～4 [略]

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
21 電気 工事士 免状交 付手数 料	第一種電気工事士 免状	1件につ き	5,900円	
	第二種電気工事士 免状	同	5,200円	
22 電気 工事士 免状再 交付手 数料		1件につ き	2,600円	
23 電気 工事士 免状書 換え手 数料		1件につ き	2,000円	
24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]			
	浮き	[略]		
	屋根	危険物の貯 蔵最大数量 が1万キロ リットル以 上5万キロ リットル未 満のもの	同	1,580,000円
	定屋	危険物の貯 蔵最大数量 が5万キロ リットル以 上10万キロ リットル未 満のもの	同	1,940,000円
	外タ ンク	危険物の貯 蔵最大数量 が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの	同	2,260,000円
	貯蔵 所等	[略]		
[略]				
31 危険 物取扱 者試験 手数料	甲種危険物取扱者 試験	1件につ き	6,500円	
	乙種危険物取扱者 試験	同	4,500円	
	丙種危険物取扱者 試験	同	3,600円	

じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。

(2) [略]

2～4 [略]

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
21 電気 工事士 免状交 付手数 料	第一種電気工事士 免状	1件につ き	6,000円	
	第二種電気工事士 免状	同	5,300円	
22 電気 工事士 免状再 交付手 数料		1件につ き	2,700円	
23 電気 工事士 免状書 換え手 数料		1件につ き	2,100円	
24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]			
	浮き	[略]		
	屋根	危険物の貯 蔵最大数量 が1万キロ リットル以 上5万キロ リットル未 満のもの	同	1,590,000円
	定屋	危険物の貯 蔵最大数量 が5万キロ リットル以 上10万キロ リットル未 満のもの	同	1,950,000円
	外タ ンク	危険物の貯 蔵最大数量 が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの	同	2,270,000円
	貯蔵 所等	[略]		
[略]				
31 危険 物取扱 者試験 手数料	甲種危険物取扱者 試験	1件につ き	6,600円	
	乙種危険物取扱者 試験	同	4,600円	
	丙種危険物取扱者 試験	同	3,700円	

[略]					[略]				
50	製造 保安責任者又は販売主任者試験手数料	乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	9,000円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、 <u>8,500円</u>)	50	製造 保安責任者又は販売主任者試験手数料	乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、 <u>8,800円</u>)
		丙種化学責任者免状に係るもの	同	8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u>)			丙種化学責任者免状に係るもの	同	8,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u>)
		乙種機械責任者免状に係るもの	同	9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u>)			乙種機械責任者免状に係るもの	同	9,300円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u>)
		第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u>)			第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	9,300円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u>)
		第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u>)			第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	8,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u>)
	販売主任者試験手数料	第一種販売主任者免状に係るもの	同	7,600円(電子情報処理組織により受験		販売主任者試験手数料	第一種販売主任者免状に係るもの	同	7,900円(電子情報処理組織により受験

	験			願書を提出する場合には、 <u>7,100</u> 円)	
		第二種販売主任者免状に係るもの	同	6,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,500</u> 円)	
[略]					
70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき	<u>20,700</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,200</u> 円)	
[略]					
79	火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験手数料		1件につき	<u>17,000</u> 円	
[略]					
139	県立産院等文書作成手数料	死亡診断書	1件につき	<u>3,240</u> 円	[略]
		病歴書	同	<u>2,160</u> 円	
		死体検案書	同	<u>3,492</u> 円	
		障害診断書	同	<u>3,492</u> 円	
		裁判関係診断書	同	<u>4,320</u> 円	
		生命保険又は恩給診断書	同	<u>4,320</u> 円	
		海外移住関係診断書	同	<u>2,160</u> 円	
		交通事故診断書	同	<u>4,320</u> 円	
		特定疾患診断書	同	<u>3,492</u> 円	
		その他の診断書	同	<u>2,160</u> 円	
		自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	<u>3,492</u> 円	
		出生証明書	同	<u>2,160</u> 円	
		意見書	同	<u>3,492</u> 円	
		症状調査書	同	<u>4,320</u> 円	
		その他の証明書	同	<u>1,167</u> 円	
[略]					
226	毒物劇物	(1) [略]	[略]	[略]	
		(2) 製剤製造業	同	<u>20,600</u> 円	
	験			願書を提出する場合には、 <u>7,400</u> 円)	
		第二種販売主任者免状に係るもの	同	6,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,700</u> 円)	
[略]					
70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき	<u>21,400</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,900</u> 円)	
[略]					
79	火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験手数料		1件につき	<u>18,000</u> 円	
[略]					
139	県立産院等文書作成手数料	死亡診断書	1件につき	<u>3,300</u> 円	[略]
		病歴書	同	<u>2,200</u> 円	
		死体検案書	同	<u>3,557</u> 円	
		障害診断書	同	<u>3,557</u> 円	
		裁判関係診断書	同	<u>4,400</u> 円	
		生命保険又は恩給診断書	同	<u>4,400</u> 円	
		海外移住関係診断書	同	<u>2,200</u> 円	
		交通事故診断書	同	<u>4,400</u> 円	
		特定疾患診断書	同	<u>3,557</u> 円	
		その他の診断書	同	<u>2,200</u> 円	
		自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	<u>3,557</u> 円	
		出生証明書	同	<u>2,200</u> 円	
		意見書	同	<u>3,557</u> 円	
		症状調査書	同	<u>4,400</u> 円	
		その他の証明書	同	<u>1,189</u> 円	
[略]					
226	毒物劇物	(1) [略]	[略]	[略]	
		(2) 製剤製造業	同	<u>20,700</u> 円	

製造業 又は輸 入業登 録申請 手数料	者等を除く登録					製造業 又は輸 入業登 録申請 手数料	者等を除く登録				
[略]					[略]						
273 採 石業務 管理者 試験手 数料		1件につ き	<u>8,000円</u>			273 採 石業務 管理者 試験手 数料		1件につ き	<u>8,100円</u>		
[略]					[略]						
278 砂 利採取 業務主 任者試 験手数 料		1件につ き	<u>8,000円</u>			278 砂 利採取 業務主 任者試 験手数 料		1件につ き	<u>8,100円</u>		
[略]					[略]						
292 技 能検定 試験手 数料	[略] 実技試験	同	<u>17,900円</u>	1 技能検定2 級又は3級の 実技試験を受 けようとする 35歳未満の者 (出入国管理 及び難民認定 法(昭和26年 政令第319号)別表第1の 上欄の在留資 格をもって在 留する者及び 3の適用を受 ける者を除く 。)について は、実技試験 の手数料の額 は1職種につ き <u>8,900円</u> と する。 2 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する35歳以上 の在校生(職 業能力開発促 進法第15条の 7第3項に規 定する公共職 業能力開発施 設において職 業訓練(職業 能力開発促進		292 技 能検定 試験手 数料	[略] 実技試験	同	<u>18,200円</u>	1 技能検定2 級又は3級の 実技試験を受 けようとする 35歳未満の者 (出入国管理 及び難民認定 法(昭和26年 政令第319号)別表第1の 上欄の在留資 格をもって在 留する者及び 3の適用を受 ける者を除く 。)について は、実技試験 の手数料の額 は1職種につ き <u>9,200円</u> と する。 2 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する35歳以上 の在校生(職 業能力開発促 進法第15条の 7第3項に規 定する公共職 業能力開発施 設において職 業訓練(職業 能力開発促進	

					<p>法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（就職している者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。</p> <p>3において同</p>						<p>法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（就職している者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。</p> <p>3において同</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				じ。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき <u>1万1,900円</u> とする。 3 技能検定3級の実技試験を受けようとする35歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき <u>2,900円</u> とする。 4 [略]					じ。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき <u>1万2,100円</u> とする。 3 技能検定3級の実技試験を受けようとする35歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき <u>3,100円</u> とする。 4 [略]
[略]					[略]				
402 用途地域等における建築等許可申請手数料		1件につき	180,000円		402 用途地域等における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第16項第1号及び第2号に該当しない場合 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合	1件につき	180,000円 120,000円 140,000円	
[略]					[略]				
421 仮設建築物建築許可申請手数料	[略]				421 仮設建築物建築等許可申請手数料	[略]			
421の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	[略]				421の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料	[略]			

料					数料				
[略]					[略]				
428 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料	1件につき	19,200円			428 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料	1件につき	19,300円		
[略]					[略]				
429 二級建築士又は木造建築士の試験手数料	1件につき	17,700円			429 二級建築士又は木造建築士の試験手数料	1件につき	17,900円		
[略]					[略]				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定並びに別表第2の402の項、421の項及び421の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第3号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年4月法律第119号、以下特例法という。）</u>第4条第1項の規定に<u>基き自動車税の徴収について県税条例（昭和25年8月宮崎県条例第29号）の特例を設けることを目的とする。</u></p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の方法)</p> <p>第2条 <u>合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第6号又は第7号に規定するものをいう。）</u>の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる自動車に対する自動車税の納税義務者は毎年4月中（賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にとっては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙（別記様式）を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号、以下「特例法」という。）</u>第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の種別割（以下「種別割」という。）</u>の徴収について<u>宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の特例を設けることを目的とする。</u></p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第2条 <u>特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する種別割は、この条例で定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>(種別割の証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条の自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年4月中（賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にとっては、当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙（別記様式）を知事から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。</p>

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に納税済の検印を受けたときに完了するものとする。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済の検印を受けたときに完了するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるものをのほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式中「自動車税証紙」を「自動車税(種別割)証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に、「 年 月 日 」を「 年 月 日 」に、「(Miyazaki- k en)」を「(Miyazaki Prefecture)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「自動車税」の次に「種別割(以下「種別割」という。))を加える部分を除く。)、第2条の改正規定(「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第6号又は第7号に規定するものをいう。))を「特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等」に改める部分に限る。)及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生する自動車税の種別割から適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した自動車税については、なお従前の例による。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節~第4節 [略]	第1節~第4節 [略]
第5節 ゴルフ場利用税(第43条~第52条)	第5節 ゴルフ場利用税(第43条~ <u>第55条</u>)
第6節 <u>自動車取得税(第53条~第55条の2)</u>	
<u>第6節の2 軽油引取税(第56条~第59条の3)</u>	<u>第6節 軽油引取税(第56条~第59条の3)</u>
第7節~第10節 [略]	第7節~第10節 [略]
第3章・第4章 [略]	第3章・第4章 [略]
附則	附則
(税目)	(税目)
第2条 県税として課する普通税の税目は、次に掲げるものとする。	第2条 県税として課する普通税の税目は、次に掲げるものとする。
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]
<u>(7) 自動車取得税</u>	<u>(7)~(10) [略]</u>
<u>(8)~(11) [略]</u>	
2 [略]	2 [略]
(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)	(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 知事は、次に掲げる税目の県税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務(軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。)については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。	2 知事は、次に掲げる税目の県税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務(軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。)については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]

(5) 自動車取得税

(6) [略]

(7) 自動車税(法第151条第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収するものに限る。)

(8) [略]

3~6 [略]

(課税地)

第4条 [略]

2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 県たばこ税は、小売販売業者の営業所の所在地。ただし、法第74条の2第2項に規定する場合においては、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地

(5) [略]

(6) 自動車取得税は、主たる定置場所在地

(7)~(11) [略]

3 知事は、前項の課税地を不相当と認める場合においては、別に課税地を指定することができる。

(県税の納税管理人)

第20条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第157条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第157条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けた納税義務者等は、申請した事項に異動が生じたときは、その異動が生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(県税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第157条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定によって申告すべき納税管理人について、正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第162条、第194条又は第700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

[略]	
7 災害により自動車について損害を受けた者	自動車税
で、その損害の金額が当該資産の価格の2分	

(5) [略]

(6) 自動車税(環境性能割及び法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する種別割に限る。)

(7) [略]

3~6 [略]

(課税地)

第4条 [略]

2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 県たばこ税は、小売販売業者の営業所の所在地。ただし、法第74条の2第2項に規定する場合には、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地

(5) [略]

(6)~(10) [略]

3 知事は、前項の課税地を不相当と認める場合には、別に課税地を指定することができる。

(県税の納税管理人)

第20条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第153条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けた納税義務者等は、申請した事項に異動が生じたときは、その異動が生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(県税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第153条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定により申告すべき納税管理人について、正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第177条の17、第194条又は第700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

[略]	
7 災害により自動車について損害を受けた者	自動車税〔
で、その損害の金額が当該資産の価格の2分	種別割に限

の1以上であるもの	
[略]	
(法人税割の税率)	
第30条 法人税割の税率は、 <u>100分の3.2</u> とする。	
(法人の事業税の税率等)	
第32条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。)、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
ア・イ [略]	
ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 1.9</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 2.7</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 3.6</u>
(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 5</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	<u>100分の 6.6</u>
(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 5</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 7.3</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 9.6</u>
2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に <u>100分の 1.3</u> の税率を乗じて得た金額とする。	
3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	
(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
ア・イ [略]	
ウ 各事業年度の所得に <u>100分の 3.6</u> の税率を乗じて得た金額	
(2) 特別法人 各事業年度の所得に <u>100分の 6.6</u> の税率を乗じて得た金額	
(3) その他の法人 各事業年度の所得に <u>100分の 9.6</u> の税率を乗じて得た金額	
第52条 削除	

の1以上であるもの	る。)
[略]	
(法人税割の税率)	
第30条 法人税割の税率は、 <u>100分の1</u> とする。	
(法人の事業税の税率等)	
第32条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。)、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
ア・イ [略]	
ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 0.4</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 0.7</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 1</u>
(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 3.5</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	<u>100分の 4.9</u>
(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 3.5</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 5.3</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 7</u>
2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に <u>100分の1</u> の税率を乗じて得た金額とする。	
3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	
(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
ア・イ [略]	
ウ 各事業年度の所得に <u>100分の1</u> の税率を乗じて得た金額	
(2) 特別法人 各事業年度の所得に <u>100分の 4.9</u> の税率を乗じて得た金額	
(3) その他の法人 各事業年度の所得に <u>100分の 7</u> の税率を乗じて得た金額	
第52条から第55条まで 削除	

第6節 自動車取得税

(自動車取得税の報告)

第53条 自動車の取得をした者は、その取得価額が自動車取得税の免税点以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、法第122条第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が法第113条第1項又は第114条第1項若しくは第2項の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第54条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、法第124条第1項の証紙に代えて、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

(自動車取得税の減免)

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する厚生労働大臣の定める者(日本赤十字社を除く。)の開設する病院又は診療所(以下「公的医療機関」という。)の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得
- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)、身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要と認めるもの
- (4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得(前号に掲げる自動車の取得を除く。)又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第55条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく法第122条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第6節の2 軽油引取税

(自動車税の非課税の範囲)

第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する登録を受けているものを除く。)

第6節 軽油引取税

(自動車税の非課税の範囲)

第60条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車

- (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車
 - (3) X線撮影装置を有する結核検診専用の自動車
 - (4) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- 2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。
- (1) 救急自動車
 - (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
 - (3) 血液事業の用に供する自動車
 - (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
 - (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの
- 3 営利を目的としない法人で規則に定めるものが国又は地方公共団体が所有する自動車を直接その本来の事業の用に供しているときは、当該自動車に対する自動車税を課さない。

(自動車税の税率)

第61条 自動車税の税率は、別表第2に定める額とする。

- 2 [略]
- 3 第1項の規定にかかわらず、トラック又は特種用途車でトラックに類するもののうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの自動車税の税率は、別表第2に定める額に別表第4に定める額を加算した額とする。
- 4 ローター・エンジンを搭載した自動車の自動車税の税率は、総容積(一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。)に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第1項及び前項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの自動車税の税率は、別表第5に定める額とする。

(自動車税の納期)

第62条 自動車税の納期は、5月21日から同月末日までとする。

- 2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収するものの納期は、県税・総務事務所の長が定める。
- 3 [略]

- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

(種別割の非課税の範囲)

第60条の2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する登録を受けているものを除く。)
- (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車
- (3) X線撮影装置を有する結核検診専用の自動車
- (4) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

2 営利を目的としない法人で規則に定めるものが国又は地方公共団体が所有する自動車を直接その本来の事業の用に供しているときは、当該自動車に対する種別割を課さない。

(種別割の税率)

第61条 種別割の税率は、別表第2に定める額とする。

- 2 [略]
- 3 第1項の規定にかかわらず、トラック又は特種用途車でトラックに類するもののうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの種別割の税率は、別表第2に定める額に別表第4に定める額を加算した額とする。
- 4 ローター・エンジンを搭載した自動車の種別割の税率は、総容積(一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。)に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第1項及び前項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの種別割の税率は、別表第5に定める額とする。

(種別割の納期)

第62条 種別割の納期は、5月21日から同月末日までとする。

- 2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収するものの納期は、県税・総務事務所の長が定める。
- 3 [略]

(環境性能割の納付の方法)

第62条の2 環境性能割の納税義務者は、環境性能割の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む

(自動車税の徴収の方法)

第62条の2 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があった自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務者が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、法第152条第1項の申告書を知事に提出する際、当該自動車税額に相当する現金を納付し、当該申告書に納税済印を受けなければならない。

4 法第152条第1項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第62条の3 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第152条第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第63条 法第152条第1項の規定によって申告書を提出した後に、その申告した事項に異動が生じたときは、当該異動が生じた事項について、法第152条第1項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条第1項第1号の規定に該当する自動車については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第63条の2 法第145条第2項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から30日以内に、知事に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) [略]

。)に相当する現金を納付しなければならない。

(種別割の徴収の方法)

第62条の3 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務者が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 種別割の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る種別割については、法第177条の13第1項の申告書又は報告書を知事に提出する際、当該種別割額に相当する現金を納付し、当該申告書に納税済印を受けなければならない。

4 法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

第62条の4 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

(環境性能割の報告の義務)

第62条の5 自動車の取得をした者は、その取得価額が環境性能割の免税点以下である場合又は当該自動車が法第150条第1項各号に掲げる自動車である場合には、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに報告書を知事に提出しなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第63条 法第177条の13第1項の規定により申告書又は報告書を提出した後に、その申告した事項に異動が生じたときは、当該異動が生じた事項について、同項の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、種別割の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条の2第1項第1号の規定に該当する自動車については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(所有権留保付自動車に係る売主の報告の義務)

第63条の2 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から30日以内に、知事に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) [略]

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第64条 自動車税の納税義務者が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第64条の2 知事は、身体障害者等が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者で自ら運転をしないものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免)

第64条の3 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(前条に規定する自動車を除く。)に対しては、自動車税を減免することができる。

(中古自動車販売業者の所有する自動車に対する自動車税の減免)

第64条の4 知事は、賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項に規定する許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示(修理等のために展示できない場合を除く。)、道路運送車両法第4条に規定する登録を受けている自動車、当該登録に係る所有者及び使用者名が同一であるものに対しては、当該中古自動車販売業者の申請により、自動車税を減免することができる。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第63条の3 環境性能割の納税義務者が法第160条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第64条 種別割の納税義務者が法第177条の13の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(身体障害者等に対する環境性能割の減免)

第64条の2 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)、身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者(この条及び次条において「常時介護者」という。)が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者(次条において「一定の身体障害者等と生計を一にする者」という。)の自動車の取得を含む。)に対しては、環境性能割を減免することができる。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第64条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車(一定の身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は常時介護者が運転するものうち、必要があると認めるものに対しては、1台に限り、種別割を減免することができる。

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する環境性能割の減免)

第64条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得(第64条の2に規定する自動車の取得を除く。)又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車、営業用のものの取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の減免)

第64条の5 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(第64条の3に規定する自動車を除く。)に対しては、種別割を減免することができる。

(中古自動車販売業者の所有する自動車に対する種別割の減免)

第64条の6 知事は、賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項に規定する許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示(修理等のために展示できない場合を除く。)、道路運送車両法第4条に規定する登録を受けている自動車、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(公的医療機関に対する自動車税の減免)

第65条 知事は、公的医療機関が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、当該自動車^をを所有する公的医療機関の開設者の申請により、自動車税を減免することができる。

(国又は地方公共団体に無償で使用されている自動車等に対する自動車税の減免)

第66条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を減免することができる。

- (1) [略]
- (2) 公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要とすると認める自動車^で規則で定めるもの

附 則

(個人の県民税の税率の特例)

第5条 [略]

2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の4とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

- (1)・(2) [略]

3～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u>
-------------------------	-----------------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額	<u>100分の6.6</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の7.9</u>

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。

(公的医療機関に対する環境性能割の減免)

第64条の7 知事は、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する厚生労働大臣の定める者(日本赤十字社を除く。)の開設する病院又は診療所(以下「公的医療機関」という。)の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

(公的医療機関に対する種別割の減免)

第65条 知事は、公的医療機関が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、種別割を減免することができる。

(国又は地方公共団体に無償で使用されている自動車等に対する種別割の減免)

第66条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免することができる。

- (1) [略]
- (2) 公益上その他特別の事情により種別割の減免を必要とすると認める自動車^で規則で定めるもの

附 則

(個人の県民税の税率の特例)

第5条 [略]

2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

- (1)・(2) [略]

3～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>
-------------------------	-----------------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額	<u>100分の4.9</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の5.7</u>

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7)」とする。

2 平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(自動車取得税の非課税対象路線)

第11条 法附則第12条の2第1項に規定する道府県の条例で定める路線は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線その他の規則で定める路線とする。

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。次項第2号において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))

2 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(環境性能割の非課税対象路線)

第11条 法附則第12条の2の10に規定する道府県の条例で定める路線は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線その他の規則で定める路線とする。

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条並びに次条第1項、第3項及び第4項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の

）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車^{（以下この条において「軽油自動車」という。）}で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の総排気量が 1リットル以下のもの の項から総排気量が 6リットルを超えるもの の項まで	営業用 自家用	[略]	29,500 34,500 39,500 45,000 51,000 58,000 66,500 76,500 88,000 111,000	33,900 39,600 45,400 51,700 58,600 66,700 76,400 87,900 101,200 127,600
[略]				

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車^{（以下この条において「自動車」という。）}が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車^{（以下この条において「自動車」という。）}が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの^{（以下この条において「軽自動車」という。）}）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力

年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第5号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車^{（以下この条において「軽油自動車」という。）}で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の総排気量が 1リットル以下のもの の項から総排気量が 6リットルを超えるもの の項まで	営業用	[略]		
[略]				

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車^{（以下この条において「自動車」という。）}が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車^{（以下この条において「自動車」という。）}が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自

源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの
で省令附則第5条の2第4項で定めるものをいう。)

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第5項で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第6項で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第8項で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第10項で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項で定めるものに適合するもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1)	[略]			
乗用車の項	自家用		29,500	7,500
			34,500	9,000
			39,500	10,000
			45,000	11,500
			51,000	13,000
			58,000	14,500
			66,500	17,000
			76,500	19,500
			88,000	22,000
			111,000	28,000
		29,500	7,500	
[略]				
別表第2(その1)	[略]			
特種用途車の霊柩車 <small>きょうこ</small> の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引	自家用		[略]	
			23,600	6,000
			27,600	7,000
	31,600	8,000		

動車

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1)	[略]			
乗用車の項	自家用		25,000	6,500
			30,500	8,000
			36,000	9,000
			43,500	11,000
			50,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			75,500	19,000
			87,000	22,000
			110,000	27,500
		25,000	6,500	
[略]				
別表第2(その1)	[略]			
特種用途車の霊柩車 <small>きょうこ</small> の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引	自家用		[略]	
			20,000	5,000
			24,400	6,500
	28,800	7,500		

車の項まで		36,000	[略]
		40,800	10,500
		46,400	12,000
		53,200	[略]
		61,200	[略]
		70,400	18,000
		88,800	22,500
		[略]	
	[略]		

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1)	[略]			
乗用車の項	自家用		29,500	15,000
			34,500	17,500
			39,500	20,000
			45,000	22,500
			51,000	25,500
			58,000	29,000
			66,500	33,500
			76,500	38,500
			88,000	44,000
			111,000	55,500
		29,500	15,000	
[略]				
別表第2(その1)	[略]			
特種用途車の霊柩車の項からトラックに	自家用	[略]		
			23,600	12,000

車の項まで		34,800	[略]
		40,000	10,000
		45,600	11,500
		52,400	[略]
		60,400	[略]
		69,600	17,500
		88,000	22,000
		[略]	
	[略]		

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2(その1)	[略]			
乗用車の項	自家用		25,000	12,500
			30,500	15,500
			36,000	18,000
			43,500	22,000
			50,000	25,000
			57,000	28,500
			65,500	33,000
			75,500	38,000
			87,000	43,500
			110,000	55,000
		25,000	12,500	
[略]				
別表第2(その1)	[略]			
特種用途車の霊柩車の項からトラックに	自家用	[略]		
			20,000	10,000

類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで	27,600	14,000
	31,600	16,000
	36,000	18,000
	40,800	20,500
	46,400	23,500
	53,200	27,000
	61,200	31,000
	70,400	35,500
	88,800	44,500
	[略]	
[略]		

類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで	24,400	12,500
	28,800	14,500
	34,800	17,500
	40,000	20,000
	45,600	23,000
	52,400	26,500
	60,400	30,500
	69,600	35,000
	88,000	44,000
	[略]	
[略]		

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの法律の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び自家用の特種用途車のうちキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第61条の規定にかかわらず、1台について、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に定める額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
		円
乗用車(3輪の小型自動車に属するものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	29,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000
	電気自動車	29,500
	特種用途車	総排気量が1リットル以下のもの

(キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（3輪の小型自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
乗用車（3輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	29,500	33,900
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500	39,600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500	45,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000	51,700
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000	58,600
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000	66,700
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500	76,400
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500	87,900
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000	101,200
	総排気量が6リットルを	111,000	127,600

	超えるもの		
特種用途車 (キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	27,100
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	31,700
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600	36,300
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000	41,400
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800	46,900
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400	53,300
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	61,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200	70,300
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400	80,900
	総排気量が6リットルを超え8リットル以下のもの	88,800	102,100
	超えるもの		

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
乗用車(3輪の小型自動車に属するものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	29,500	7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000	11,500

	超え 2.5リットル以下のもの			
	総排気量が 2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	51,000	13,000	
	総排気量が 3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	58,000	14,500	
	総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	66,500	17,000	
	総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	76,500	19,500	
	総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	88,000	22,000	
	総排気量が 6リットルを超えるもの	111,000	28,000	
	電気自動車	29,500	7,500	
特種用途車 (キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	総排気量が 1リットル以下のもの	23,600	6,000	
	総排気量が 1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	27,600	7,000	
	総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	31,600	8,000	
	総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	36,000	9,000	
	総排気量が 2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	40,800	10,500	
	総排気量が 3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	46,400	12,000	
	総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	53,200	13,500	
	総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	61,200	15,500	
	総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	70,400	18,000	
	総排気量が 6リットルを超えるもの	88,800	22,500	
	4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種			

別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
乗用車(3輪の小型自動車に属するものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	29,500	15,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500	17,500	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500	20,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000	22,500	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000	25,500	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000	29,000	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500	33,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500	38,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000	44,000	
	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000	55,500	
	電気自動車	29,500	15,000	
	特種用途車(キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	14,000
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		31,600	16,000	
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		36,000	18,000	
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		40,800	20,500	
総排気量が3リットルを		46,400	23,500	

超え 3.5リットル以下のもの		
総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	53,200	27,000
総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	61,200	31,000
総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	70,400	35,500
総排気量が 6リットルを超えるもの	88,800	44,500

別表第 2 (その 1) (第61条関係)

区分			税率	
			営業用	自家用
			円	円
乗 用 車	乗用車 (3輪 の小型 自動車 に属す るもの を除く 。)	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	29,500
		総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	[略]	34,500
		総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	[略]	39,500
		総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	[略]	45,000
		総排気量が 2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	[略]	51,000
		総排気量が 3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	[略]	58,000
		総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	[略]	66,500
		総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	[略]	76,500
		総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	[略]	88,000
		総排気量が 6リットルを超えるもの	[略]	111,000
	電気自動車	[略]	29,500	
[略]				
特 種 用 途 車	[略]	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	23,600
		総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	[略]	27,600
		総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	[略]	31,600
		総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	[略]	36,000

別表第 2 (その 1) (第61条関係)

区分			税率	
			営業用	自家用
			円	円
乗 用 車	乗用車 (3輪 の小型 自動車 に属す るもの を除く 。)	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	25,000
		総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	[略]	30,500
		総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	[略]	36,000
		総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	[略]	43,500
		総排気量が 2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	[略]	50,000
		総排気量が 3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	[略]	57,000
		総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	[略]	65,500
		総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	[略]	75,500
		総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	[略]	87,000
		総排気量が 6リットルを超えるもの	[略]	110,000
	電気自動車	[略]	25,000	
[略]				
特 種 用 途 車	[略]	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	20,000
		総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	[略]	24,400
		総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	[略]	28,800
		総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	[略]	33,200

	を 超え2リットル以下の もの				を 超え2リットル以下の もの		
	総排気量が2リットルを 超え2.5リットル以下の もの	[略]	<u>36,000</u>		総排気量が2リットルを 超え2.5リットル以下の もの	[略]	<u>34,800</u>
	総排気量が2.5リットル を超え3リットル以下の もの	[略]	<u>40,800</u>		総排気量が2.5リットル を超え3リットル以下の もの	[略]	<u>40,000</u>
	総排気量が3リットルを 超え3.5リットル以下の もの	[略]	<u>46,400</u>		総排気量が3リットルを 超え3.5リットル以下の もの	[略]	<u>45,600</u>
	総排気量が3.5リットル を超え4リットル以下の もの	[略]	<u>53,200</u>		総排気量が3.5リットル を超え4リットル以下の もの	[略]	<u>52,400</u>
	総排気量が4リットルを 超え4.5リットル以下の もの	[略]	<u>61,200</u>		総排気量が4リットルを 超え4.5リットル以下の もの	[略]	<u>60,400</u>
	総排気量が4.5リットル を超え6リットル以下の もの	[略]	<u>70,400</u>		総排気量が4.5リットル を超え6リットル以下の もの	[略]	<u>69,600</u>
	総排気量が6リットルを 超えるもの	[略]	<u>88,800</u>		総排気量が6リットルを 超えるもの	[略]	<u>88,000</u>
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定（「においては」を「には」に改める部分に限る。）
、同条第3項の改正規定、第21条の改正規定（「第157条」を「第153条」に改める部分を除く。）
、第32条の改正規定（「によって」を「により」に改める部分に限る。）
、第62条の2第2項の改正規定（「納税義務者」を「納税義務」に改める部分に限る。）
、第63条第1項の改正規定（「によって」を「により」に改める部分及び「法第152条第1項」を「同項」に改める部分に限る。）
、第63条の2の見出しの改正規定及び第64条の改正規定（「によって」を「により」に改める部分及び「においては」を「には」に改める部分に限る。）
並びに附則第5条の改正規定、附則第6条第1項の改正規定（「平成33年1月31日」を「令和3年1月31日」に改める部分に限る。）
並びに附則第7条第2項、附則第8条及び附則第10条の改正規定は、公布の日から施行する。
(県民税に関する経過措置)
- この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第30条及び附則第6条の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)
- 改正後の条例第32条及び附則第7条第1項の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 令和元年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から平成31年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から令和3年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>(指定離島振興地域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成31年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(指定離島振興地域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から令和3年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>(促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置</p>	<p>(促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置</p>

がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が平成31年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から起算して5年(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成31年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)

第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である

がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和3年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から起算して5年(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和3年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)

第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和2年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である

家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。

2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

[略]

家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。

2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和2年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
14の7 [略]		14の7 [略]	
14の8 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による次の事務	宮崎市		
(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定(第21条の5の20第1項の規定による変更の申請に係るものを含む。)に関すること。			
(2) 第21条の5の16第1項の規定による指定の更新に関すること。			
(3) 第21条の5の20第3項の規定による届出の受理に関すること。			
(4) 第21条の5の20第4項の規定による届出の受理に関すること。			
(5) 第21条の5の23第1項の規定による勧告に関すること。			
(6) 第21条の5の23第2項の規定による公表に関すること。			
(7) 第21条の5の23第3項の規定による措置命令に関すること。			
(8) 第21条の5の23第4項の規定による公示に関すること。			
(9) 第21条の5の24第1項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に関すること。			
(10) 第21条の5の25の規定による公示に関すること。			
14の9・14の10 [略]		14の8・14の9 [略]	
[略]		[略]	
18の5 [略]		18の5 [略]	
		18の6 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による次の事務	宮崎市
		(1) 第5条第1項の規定による特定医療費の支給に係る請求の受理に関すること。	
		(2) 第5条第2項の規定による特定医療費の支給に係る負担上限月額の算定に関すること。	
		(3) 第6条第1項の規定による申請の受理に関すること。	
		(4) 第7条第1項の規定による支給認定に係る却下通知書の送付に関すること。	
		(5) 第7条第3項の規定による医療機関の選定に関すること。	
		(6) 第7条第4項の規定による医療受給者証の交付に関すること。	
		(7) 第10条第1項の規定による変更の申請の受理に関すること。	
		(8) 第10条第2項の規定による変更の認定に関すること。	
		(9) 第10条第3項の規定による医療受給者証の返還に関すること。	

		(10) 第11条第2項の規定による医療受給者 証の返還の要求に関すること。	
18の6～18の12 [略]		18の7～18の13 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表18の12の項を18の13の項とし、18の6の項から18の11の項までを1項ずつ繰り下げ、18の5の項の次に18の6の項を加える改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

宮崎県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）に基づく森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、法第34条第2項各号に掲げる施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(がけに近接する建築物)	(崖に近接する建築物)
第5条 建築物が高さ2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの及びこれに類する土地で、土質又は地形により崩壊するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、 <u>がけの上</u> にあってはがけの下端から、 <u>がけの下</u> にあってはがけの上端から当該建築物との間に、当該がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。	第5条 建築物が高さ2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの及びこれに類する土地で、土質又は地形により崩壊するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、 <u>崖の上</u> にあっては崖の下端から、 <u>崖の下</u> にあっては崖の上端から当該建築物との間に、当該崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。
2 上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層	2 上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖

<p>の<u>がけ</u>面の下端があるときは、その上下の<u>がけ</u>は一体のもののみならず。</p> <p>3 組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の重量の大きい建築物を<u>がけ</u>の上に建築しようとする場合は、第1項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造、擁壁の設置又は<u>がけ</u>の状況により建築物の安全上支障がないと認められる場合は、適用しない。</p> <p>(構造)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合(法第27条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合を除く。)には、その用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(仮設建築物に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。</p>	<p>面の下端があるときは、その上下の<u>崖</u>は一体のもののみならず。</p> <p>3 組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の重量の大きい建築物を<u>崖</u>の上に建築しようとする場合は、第1項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造、擁壁の設置又は<u>崖</u>の状況により建築物の安全上支障がないと認められる場合は、適用しない。</p> <p>(構造)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合(法第27条第2項第2号又は同条第3項第1号に該当する場合を除く。)には、その用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(仮設建築物等に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第9号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法(以下「診療報酬算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定に基づく療養に要する費用の額は労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額とし、自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害等に関する療養(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定に基づく療養の給付として行われる療養を除く。)に要する費用の額は診療報酬算定方法に規定する点数1点の単価を15円として算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び食事療養費用算定基準に規定する算定方法により算定した額に100分の150を乗じて得た額(その額に</p>	<p>(料金等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法(以下「診療報酬算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(以下「食事療養等費用算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定に基づく療養に要する費用の額は労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額とし、自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害等に関する療養(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定に基づく療養の給付として行われる療養を除く。)に要する費用の額は診療報酬算定方法に規定する点数1点の単価を15円として算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び食事療養等費用算定基準に規定する算定方法により算定した額</p>

1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額の合算額とする。

3 前項に規定する料金のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第6号及び第8号に該当しない行為に係るものの額は、同項に規定する額に当該額の1,000分の49に相当する額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4~6 [略]

別表第2(第6条関係)

料 金 等	単 位	金 額
1 病室使用料	1日につき	12,960円を超えない範囲内において管理者が定める額
2 初診加算料	1件につき	5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
3 再診加算料	1件につき	2,500円を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]		
5 文書作成手数料	1通につき	4,320円を超えない範囲内において管理者が定める額
6 ポリオワクチン予防接種手数料	1回につき	5,658円を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)						
手数料	区	分	単 位	金 額	備 考	手数料	区	分	単 位	金 額	備 考
[略]					[略]						
11 機械警備業務管理者講習手数料			1件につき	38,000円		11 機械警備業務管理者講習手数料			1件につき	39,000円	
[略]					[略]						
27の7 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料			1件につき	8,600円	[略]	27の7 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料			1件につき	8,700円	[略]
27の8 特定遊興飲食			1件につき	11,000円	[略]	27の8 特定遊興飲食			1件につき	12,000円	[略]

店営業 法人合 併承認 申請手 数料					店営業 法人合 併承認 申請手 数料				
27の9 特定遊 興飲食 店営業 法人分 割承認 申請手 数料		1件に つき	<u>11,000円</u>	[略]	27の9 特定遊 興飲食 店営業 法人分 割承認 申請手 数料		1件に つき	<u>12,000円</u>	[略]
[略]					[略]				
37 猟銃 及び空 気銃の 取扱い に關す る講習 手数料	[略] その他の者	同	<u>6,800円</u>		37 猟銃 及び空 気銃の 取扱い に關す る講習 手数料	[略] その他の者	同	<u>6,900円</u>	
[略]					[略]				
38の2 猟銃の 操作及 び射撃 の技能 に關す る講習 手数料		1件に つき	<u>12,300円</u>		38の2 猟銃の 操作及 び射撃 の技能 に關す る講習 手数料		1件に つき	<u>12,700円</u>	
[略]					[略]				
44の5 年少射 撃資格 講習手 数料		1件に つき	<u>9,700円</u>		44の5 年少射 撃資格 講習手 数料		1件に つき	<u>9,800円</u>	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。